

用語解説（50音順）

あ行

○えせ同和行為

「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」との誤った意識を悪用して、何らかの利権を得るため、同和問題を口実にして企業・行政機関等に「ゆすり」「たかり」等をする行為。同和問題（部落差別）に対する誤った認識を植え付ける原因となっている。

○SDGs（エス・ディー・ジーズ）

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことで、2030年（令和12年）を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標。

か行

○公正採用選考人権啓発推進員制度

就職の機会均等を確保し、雇用の確保を図るために、企業内の適正な採用選考システムの確立等に関し、中心的役割を果たすために設置された制度。

さ行

○三月間

同和問題啓発強調月間、社会を明るくする運動月間、青少年の非行問題に取り組む全国強調月間の三つを総称して三月間と呼び、「町民のつどい」を中心に啓発活動を行っている。

○児童憲章

すべての児童の幸福を図るため、児童の立場から子どもの権利を確認し、日本国憲法の精神に従い12の条文構成からなる。1951年（昭和26年）のこどもの日に制定された憲章。

○児童の権利に関する条約

世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点から児童の人権尊重、保護の促進をめざした条約で、1989年（平成元年）の第44回国連総会で採択され、日本は1994年（平成6年）に締結した。

○新宮町差別をなくし人権を守る条例

部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、あらゆる差別をなくし町民一人ひとりの参加による明るく住みよい地域社会を実現するために1996年（平成8年）に定めた条例。2020年（令和2年）に一部改正。

○新宮町人権・同和教育推進協議会

部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために、「日本国憲法」、「教育基本法」、「同和対策審議会答申」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「新宮町差別をなくし人権を守る条例」の精神に基づいて人権・同和教育の徹底を図り、真に人権が尊重され、民主的な明るい町づくりを目的に活動を行っている。三部会に分かれ、学校人権・同和教育部会は、町内に所在する保育園、幼稚園、小・中学校、高校等に在籍する教職員によって組織され、社会人権・同和教育部会は、町教育委員会等職員及び町内に所在する社会教育団体等の代表によって組織され、行政人権・同和教育部会は、町特別職、町職員、行政委員等によって組織されている。1976年（昭和51年）に設立。

○新宮町人権・同和问题解決推進本部

本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）、本部員（各課局長等）で構成され、人権・同和问题解決のための施策の総合的な調整・企画、策定・推進を行う。

○人権週間

国連が世界人権宣言採択を記念して採択日の12月10日を「人権デー」と定めたのを受けて、我が国では12月4日から12月10日を人権週間と定めた。

○人権・同和教育学習カリキュラム

町内小・中学校での社会科歴史学習において、学習目標や内容の共通理解を図り、統一した社会科学習の授業事例集。

○人権フェスティバル

12月の人権週間に合わせて、全町民を対象に講演会等を行う啓発事業。

○人権文化

あらゆる人々が、自己のみならず他の人々の尊厳について学び、相互理解を深めることにより、人権を尊重することが日常生活において定着・習慣化される状態。

○性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）として持っているかということ。「心の性」といわれることもある。

○性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。

○成年後見制度

認知症の人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人などを保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人などから援助を受ける制度。

○SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

Line、Facebook、Twitter、Instagram等に代表される、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

た行

○町民のつどい

7月の三月間に合わせて、全町民を対象に講演会等を行う啓発事業。

○同和対策審議会答申

1961年（昭和36年）に発足した同和対策審議会が、1965年（昭和40年）に提出した総理大臣の諮問「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に対する答申で、その後の同和対策の指針となった。同和問題（部落差別）が日本国憲法の基本的人権に関わる問題であることを明ら

かにし、前文で「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べている。

○同和問題啓発強調月間

同和問題（部落差別）の真の解決をめざして、差別をなくす運動を展開するため、福岡県において、1981年（昭和56年）に設定した7月の1か月間。

○DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（事実婚を含む。）や配偶者であった者、また生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力のこと。身体に受ける暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力などあらゆる形の暴力が含まれる。

な行

○日常生活自立支援事業

社会福祉協議会が行う、認知症や知的障がい、精神障がいなどのために日常生活を営むのに支障がある人が、地域で安心して生活することができるよう福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などのサービスを提供する事業。2008年度（平成20年度）より「地域福祉権利擁護事業」から「日常生活自立支援事業」と改称。

○ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など心身に障がいのある人もない人も、地域社会の中でともに暮らせるような社会が通常であるという考え方。

は行

○バリアフリー

障がいのある人や高齢者などが建物や市街地において、支障なく利用や行動を行える状況。

○部落地名総鑑事件

1975年（昭和50年）に発覚し、1985年（昭和60年）までに9種類約220冊をこえる差別図書が、「人事極秘、部落地名総鑑」等の書名で企業等に販売された事件。この事件をきっかけに、部落差別の解消に向けた企業の社会的責

任が求められるようになり、公正採用選考の取り組み等が進められた。

○ヘイトスピーチ

特定の個人や集団、団体などの人種、国籍、宗教、民族的な文化などを差別的な意図をもって攻撃、脅迫、侮辱し、扇動する言動など。

○本人通知制度

住民票の写しや戸籍などを代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した本人に交付した事実を通知する制度。これにより、第三者による不正請求を抑止し、個人の権利侵害を防止することを目的としている。

や行

○要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見、適切な支援が行えるよう、関係機関の円滑な連携、協力を確保することを目的に設置する協議会で、児童福祉法第 25 条の 2 に位置付けられている。